

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長 佐藤・千葉

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について

全国学童保育連絡協議会（巻末の紹介参照）は毎年、共働き・ひとり親家庭等の小学生の「生活の場」である学童保育（放課後児童クラブ）について、実施か所数や入所児童数などの調査を行っています。2018年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとめました。

「支援の単位」数は3万1,265、入所児童数は121万1,522人
1年生から6年生まで、どの学年でも入所児童数が前年比で増加

[施策の現状と課題]

- 国は2014年4月に「全国的な一定水準の質の確保」に向けて、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）を公布し、これにもとづいて各市町村（特別区も含む。以下同じ）が最低基準となる条例を定めました。また、国は2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）を策定しました。2015年度から、各地の学童保育はこれらの基準と指針にもとづいて運営されています。新制度施行4年目の今年、前年からさらに「支援の単位」数1,978增加、入所児童数6万3,204人増加したことは、市町村が基準にもとづき、国の補助金も活用して、学童保育を増やしたことの表れと考えます。
- 指導員の資格（「放課後児童支援員」）と配置基準が定められ、処遇改善や常勤配置のための国の補助金も設けられました。しかし現在、処遇改善は十分には進んでおらず、人手不足の解消策を基準の緩和に求めようとする一部の地方自治体、地方三団体の動きがあります。2017年12月には、「従うべき基準」として定められた「放課後児童支援員」の資格と配置基準を「子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう」「参酌化」することを「地方分権の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」と閣議決定されました。
- 「従うべき基準」が廃止、または「参酌すべき基準」に引き下げられてしまえば、子どもたちの保育にあたるうえで必要な専門的な知識及び技能を有した「放課後児童支援員」をまったく配置しないこと、ともすれば、資格のない大人がたった一人で子どもたちの保育にあたることも起こり得ます。これでは、子どもたちに安全で安心できる「毎日の生活の場」を保障することはできません。全国学童保育連絡協議会はこれに断固として反対し、全国各地の学童保育関係者とともに「学童保育（放課後児童健全育成事業）の『従うべき基準』を堅持することを求める」請願署名に取り組み、20万8,993筆を集めました。
- 学童保育を必要とする家庭が増加しているなかで、子どもたちが放課後や学校休業日に安全に安心して過ごせる場を求める声はさらに高まっており、学童保育の整備は社会的に大きな課題です。量的な拡大と質的な拡充が着実に図られることが求められます。それには市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ることが必要です。同時に、国の制度のさらなる拡充が求められます。

◆調査の方法

- ① 調査基準日と対象…2018年5月1日、全国すべての市町村（特別区を含む。以下同じ）、1741市町村を対象とする悉皆調査
- ② 調査項目…調査票は30ページ参照
- ③ 実施時期…依頼日は2018年4月20日。回収期間は、4月23日～9月21日

調査結果1 2018年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

- 学童保育の「支援の単位」数は、3万 1265、か所数は2万3315か所
- 学童保育の入所児童数は、121万 1522人 *前年比6万 3204人増

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627		333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行。（注1）
2008年	17,495		786,883人	法制化後10年で8,000か所増、入所児童数は45万人増
2009年	18,475		801,390人	自治体などの入所抑制で潜在的な待機児童が増加
2010年	19,744		804,309人	大規模施設の分割で、施設数は1200か所以上増加。
2011年	20,204		819,622人	入所児童数は約2万3000人増（注2）
2012年	20,846		846,967人	入所児童数は約2万7000人増（注2）
2013年	21,635		888,753人	入所児童数は約4万2000人増（注3）
2014年	22,096		933,535人	入所児童数は約4万5000人増。「放課後子ども総合プラン」策定。放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人増やす目標
2015年	–	25,541	1,017,429人	新制度施行。入所児童数は8万3000人増。（注4）
2016年	–	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9000人増（注5）
2017年	–	29,287	1,148,318人	入所児童数は約7万1000人増
2018年	23,315	31,265	1,211,522人	入所児童数は6万3000人増。「放課後子ども総合プラン」の目標はほぼ達成

(注1) 入所児童数の全数調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。

(注2) 2011年調査では、岩手県・宮城県の沿岸部および福島県の原発30キロ圏内にある34市町村（岩手県宮古市・大船渡市・陸前高田市・釜石市・岩泉町・山田町・大槌町・野田村・田野畠村・普代村・宮城県石巻市・気仙沼市・名取市・東松島市・塩竈市・多賀城市・岩沼市・利府町・亘理町・山元町・南三陸町・松島町・女川町・七ヶ浜町・福島県南相馬市・相馬市・浪江町・新地町・富岡町・双葉町・大熊町・楓葉町・広野町・飯舘村）は未調査。2012年調査は福島県内の避難している9町村（浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楓葉町・広野町・飯舘村・葛尾村・川内村）は未調査。

(注3) 学童保育数・児童数とともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所（入所児童数約6000人）を含めた数字。2018年は「支援の単位」225、約8600人。

(注4) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（2014年4月策定）では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。

(注5) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。

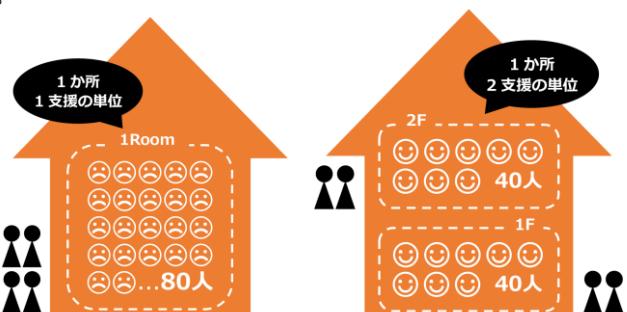
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

ひとつの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒ 1か所、1支援の単位

ひとつの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒ 1か所、2支援の単位



学童保育（国の施策名は放課後児童クラブ）は、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校課業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。

児童福祉法にはつぎのように定められています。

*下線は全国学童保育連絡協議会

児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。*「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。

調査結果2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加 とくに4年生、5年生、6年生が増加

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2015年	2016年	2017年	2018年	増加数・前年比
1年生	343,502(33.8%)	351,666(32.7%)	368,336(32.1%)	381,184(31.5%)	12,848 (103.5%)
2年生	298,806(29.4%)	312,310(29.0%)	324,858(28.3%)	340,377(28.1%)	15,519 (104.8%)
3年生	224,715(22.1%)	237,975(22.1%)	251,512(21.9%)	263,498(21.7%)	11,986 (104.8%)
4年生	92,173(9.1%)	106,057(9.9%)	122,006(10.6%)	133,983(11.1%)	11,977 (109.8%)
5年生	37,007(3.6%)	45,433(4.2%)	54,201(4.7%)	61,389(5.1%)	7,188 (113.3%)
6年生	19,711(1.9%)	21,933(2.0%)	26,497(2.3%)	30,500(2.5%)	4,003 (115.1%)
その他	1,515(0.1%)	1,197(0.1%)	908(0.1%)	591(0.0%)	▲ 317 (65.1%)
	1,017,429	1,076,571	1,148,318	1,211,522	

注) 「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

	2015年	2016年	2017年	2018年
1～3年生	867,023(85.3%)	901,951(83.9%)	944,706(82.3%)	985,059(81.3%)
4～6年生	148,891(14.6%)	173,423(16.1%)	202,704(17.7%)	225,872(18.7%)

高学年の入所率は前年比1ポイント上昇

○ 児童福祉法改定によって、学童保育は「6年生まで」が対象になりました

1997年の法制化により、児童福祉法で「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」とされていた対象児童の「おおむね10歳未満」が、児童福祉法改定によって、2015年4月から「小学校に就学している児童」（第6条の3）になりました。

2015年調査では4年生の入所児童数の増加が顕著でした。これは、児童福祉法の改定にもとづいて、4年生になった子どもが継続して利用できるようになったことが反映されていると考えられます。2016年調査で4年生、5年生の入所児童数が増加、2017年調査で4年生、5年生、6年生の入所児童数が増加しているのも、同様のことが背景にあると考えられます。

児童福祉法が改定される以前から、高学年が通い続けることのできる学童保育はあり、国の実施要綱でも、対象児童に「その他に健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができる」としていました。

しかし、児童福祉法で対象児童が「おおむね10歳未満」となっていたために、対象児童を「3年生まで」「4年生まで」としていた市町村も少なからずありました。児童福祉法が改定されて以降も、財政上、施設確保の困難などを理由に、6年生までの受け入れを制限している自治体もあります。国が2014年に自治体向けに出した「省令基準に関するQ&A」のなかでは、「小6までの受け入れ義務を一律に課すものではないが、対象を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではない」と説明されています。

○ 「省令基準」をふまえた学童保育の量的な拡大が急務です

これまで、保護者の要望はあっても、高学年の子どもたちは、低学年に比べると受け入れが後まわしにされることも少なくありませんでした。学童保育を必要としている高学年の子どもたちが自らのよりどころとして通いつづけられるようにするために、子どもの人数規模の上限を守った学童保育数を必要な数だけ増やすことが必要です。

また、高学年になると下校時刻がいっそう遅くなり、平日の学童保育での生活時間が短くなります。また、勉強がむずかしくなったり、学校の係活動やクラブ活動があつたり、友達関係も複雑になったりと緊張感や疲労度を強く感じて、学童保育に帰ってくる子どももいます。高学年の子どもの発達や心理についての理解を深め、その年齢に応じたかかわりかたを学び、信頼に基づく関係をつくることが必要です。

調査結果3 学童保育の待機児童数は、1万6957人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()内は%

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
把握している	1258(78.1)	1329(82.5)	1378(85.2)	1425(88.2)	1449(89.4)
待機児童がない	942	986	1011	1038	1026(63.3)
待機児童がいる	316	343	367	387	423
待機児童数	9115人	15533人	15,839人	16,929人	16,957人
把握していない	307(19.0)	227(14.1)	227(14.0)	178(11.0)	165(10.2)
未回答	46(2.9)	55(3.4)	13(0.8)	13(0.8)	6(0.4)
合計	1611	1611	1618	1616	1620

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万6957人でした。

学童保育にはこれまで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあり、この場合、「待機児童」は「ゼロ」とカウントされます。「省令基準」では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」(10条の4)と定められた(参酌基準)ものの、児童数が非常に多い大規模な学童保育がいまだに残されています。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。第21条の11)を市町村が行うことになりました。ただし、情報収集の具体的な方法などについては定められていません。

学童保育は入所申し込みの方法などがさまざまです。公営や公設民営の学童保育では市町村がその情報を集約しますが、それ以外の学童保育では運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握できていないことも推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

○ 「待機児童ゼロ」=「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用し、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。目的が異なる事業では学童保育の役割を果たすことは不可能です。

○ 地域に学童保育がなければ、申し込みもできません(「潜在的な待機児童」)

① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が121市町村あります。

市区町村数	791市	744町	183村	23区	1741市町村
学童保育のある市区町村数	790市	683町	126村	21区	1620市町村

- ② 小学校区に学童保育がないところが2935校区あります(小学校区数の15.2%)。子どもが歩いて通うことを考えると、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。基本的には、学校の友達といっしょに通えるなど、日常的に仲間と関わることが学童保育に通い続けるための大きな要素となるので、学区域を超えるというのは子どもにとって負担になる場合があります。
- ③ 保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要政策に掲げています。保育所を卒所した子どもが次に必要とするのは学童保育です。学童保育の待機児童問題についても早急に解決することが必要です。

調査結果4 一人ひとりが安心して関係を築けるために、 集団の規模は「おおむね40人以下」であることが必要

入所児童数の規模（「支援の単位」数）				
児童数	2016年	2017年	2018年	増加数・前年比
1人~19人	2,694(9.7%)	2,560(8.7%)	2,733(8.7%)	173 (106.8%)
20人~30人	5,502(19.9%)	5,657(19.3%)	6,406(20.5%)	749 (113.2%)
31人~35人	3,761(13.6%)	4,132(14.1%)	4,579(14.6%)	447 (110.8%)
36人~40人	4,570(16.5%)	4,826(16.5%)	5,706(18.3%)	880 (118.2%)
41人~45人	3,300(11.9%)	3,653(12.5%)	4,161(13.3%)	508 (113.9%)
46人~55人	3,717(13.4%)	4,165(14.2%)	3,908(12.5%)	▲257 (93.8%)
56人~70人	2,718(9.8%)	2,691(9.2%)	2,548(8.1%)	▲143 (94.7%)
71人~100人	1,114(4.0%)	1,205(4.1%)	962(3.1%)	▲243 (79.8%)
101人以上	262(0.9%)	398(1.4%)	262(0.8%)	▲136 (65.8%)
合計	27,638	29,287	31,265	

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人~45人」規模の補助単価において設定されている。

○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」ことなどが起きます。また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やけがが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えています。

2008年度に国民生活センターが行った「学童保育の安全に関する調査研究」によると、児童数の多い施設で発生した「けが・事故は治療が長引く傾向にある」「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出合頭の事故やけが、トラブルが多く発生している」などが指摘されています。

○ 全国学童保育連絡協議会はつぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、大規模化した学童保育の分割を進めて、複数の「支援の単位」をおく場合や、学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること
- イ、基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
- ウ、子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること

*また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

○ 「省令基準」では、「支援の単位」が「おおむね40人以下」と定められました

「省令基準」では、学童保育の基礎的な単位である「支援の単位」は、「専用区画（子ども一人につきおおむね1.65m²以上の広さ）」と「専任職員（2人以上）」と「一定の規模の児童数（おおむね40人以下）」であることが定めされました。*専用区画と児童数は参酌基準

「省令基準」には、「支援の単位」について、次のように記されています。

- 第9条の2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
 第10条の2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。
 第10条の4 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

「運営指針」には、「子ども集団の規模（支援の単位）」について、次のように記されています。

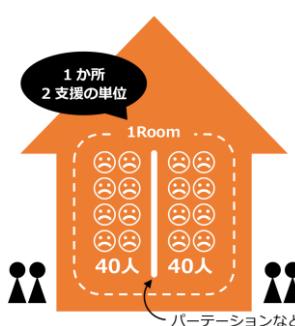
第4章 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

○ 「条例基準」に基づいて分割した市町村と、分割せずに大規模化を容認している市町村に両極化していると考えられます

大規模な学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、1つの学童保育のなかに複数の支援の単位ができます。2015年以降、年々、「支援の単位」数が増えていることは、市町村が条例にもとづいて学童保育を新設したり、大規模な学童保育を分割したことの反映だと考えられます。

しかし、大規模の現状を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいである現状も見られます。



「支援の単位」をおおむね40人以下としたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）として定められたものです。大規模の容認やあいまいな分割では、その趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

○ 子どもが負担に思うことなく、学童保育に通い続けるために

2018年調査では、1年生の入所児童数は38万1,184人、2年生の入所児童数は34万377人でした。

自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、子どもの学年、ひとり親か共働きか、保護者の一日の勤務時間や週の労働日数などによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにともない、「2年生になって引き続き学童保育が通わせたいが、入所がかなわなかった」ということも生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に継続を希望しない家庭も少なからずあると考えられます。

2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われました。この結果によると、「引越し・転勤により退所した」「リストラや失業などで就業状況が変化したことにより退所した」「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」「開設時間や開設日が就労状況と合わないので退所した」「保育料が高額・有料になったので、退所させた」などの退所理由があげられていました。「指導員の対応、保育内容に不満」の背景には、大規模学童保育のなかで、子どもの安全や安心した生活が守られていない実態も含まれていることが推察されます。

子どもが負担に思うことなく学童保育に通い続けるためには、一時的な「受入児童数拡大」「待機児童解消」ではなく、「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の適切な指導員数を配置すること」で、子ども一人ひとりが安心して関係を築ける環境を整えることが不可欠です。同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことも求められます。

調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	学童保育のある市町村数	学童保育数（2015年～「支援の単位」数）	公立小学校数	未設置校区数	入所児童数	1年生～3年生の入所割合	児童数71人以上の学童保育の割合	待機児童数	待機児の割合
1	北海道	164	1,496	1,034	252	52,897	35.4%	3.5%	124	0.2%
2	青森県	33	350	285	49	14,069	39.5%	4.3%	109	0.8%
3	岩手県	32	383	313	76	14,323	37.0%	5.0%	12	0.1%
4	宮城県	34	698	378	43	26,496	37.3%	2.4%	372	1.4%
5	秋田県	25	277	197	36	10,847	41.4%	7.9%	80	0.7%
6	山形県	34	367	250	44	14,398	42.2%	4.9%	40	0.3%
7	福島県	48	521	442	108	20,691	36.3%	3.6%	244	1.2%
8	茨城県	44	945	478	39	36,658	39.1%	3.1%	397	1.1%
9	栃木県	25	688	360	51	24,437	36.6%	1.2%	55	0.2%
10	群馬県	34	580	307	20	23,405	35.8%	3.8%	66	0.3%
11	埼玉県	63	1,687	810	24	67,995	29.5%	2.9%	1,665	2.4%
12	千葉県	54	1,364	791	59	56,245	30.1%	3.6%	1,455	2.5%
13	東京都	55	2,399	1,268	203	100,363	31.9%	6.6%	3,812	3.7%
14	神奈川県	33	1,465	852	187	49,612	17.8%	0.7%	571	1.1%
15	新潟県	29	687	459	88	24,887	39.8%	7.3%	43	0.2%
16	富山県	15	272	188	15	13,743	47.8%	14.7%	112	0.8%
17	石川県	19	333	205	17	14,534	41.9%	9.0%	19	0.1%
18	福井県	17	299	198	23	9,881	41.2%	5.0%	0	0.0%
19	山梨県	25	267	175	9	11,042	45.7%	7.9%	99	0.9%
20	長野県	66	505	362	41	28,165	39.2%	26.1%	14	0.0%
21	岐阜県	40	505	367	55	16,671	26.8%	3.8%	137	0.8%
22	静岡県	35	806	500	62	30,982	28.2%	3.8%	798	2.5%
23	愛知県	54	1,518	969	136	55,838	21.7%	2.6%	840	1.5%
24	三重県	29	410	371	70	15,733	25.7%	3.2%	70	0.4%
25	滋賀県	19	444	220	19	16,060	30.2%	1.6%	19	0.1%
26	京都府	26	689	372	40	27,539	37.5%	2.3%	162	0.6%
27	大阪府	43	1,695	981	112	66,008	25.8%	1.1%	469	0.7%
28	兵庫県	41	1,350	747	50	50,037	29.8%	1.2%	872	1.7%
29	奈良県	36	341	197	9	15,166	35.1%	8.8%	121	0.8%
30	和歌山県	29	255	251	75	9,022	32.9%	0.8%	105	1.2%
31	鳥取県	17	182	123	8	7,390	42.4%	6.0%	64	0.9%
32	島根県	17	256	201	34	8,646	44.3%	2.3%	117	1.3%
33	岡山県	25	586	386	35	20,505	32.4%	0.9%	140	0.7%
34	広島県	22	762	471	42	29,835	34.3%	2.9%	193	0.6%
35	山口県	18	429	305	37	14,951	37.9%	4.0%	348	2.3%
36	徳島県	18	183	188	38	7,833	36.3%	7.7%	70	0.9%
37	香川県	15	286	161	15	10,783	35.8%	4.2%	305	2.8%
38	愛媛県	20	323	282	76	13,131	33.9%	6.2%	262	2.0%
39	高知県	20	173	230	96	7,075	38.6%	1.2%	96	1.3%
40	福岡県	59	1,474	726	43	61,096	36.0%	3.9%	429	0.7%
41	佐賀県	19	318	162	9	10,920	41.9%	1.3%	270	2.4%
42	長崎県	21	446	324	104	17,167	36.3%	2.0%	34	0.2%
43	熊本県	41	480	347	47	18,962	34.8%	6.9%	236	1.2%
44	大分県	18	365	269	21	13,982	38.4%	2.2%	117	0.8%
45	宮崎県	22	305	239	65	11,321	33.3%	5.2%	249	2.2%
46	鹿児島県	40	586	512	170	21,000	37.5%	3.1%	387	1.8%
47	沖縄県	27	515	265	83	19,181	32.0%	0.8%	758	3.8%
		1,620	31,265	19,518	2,935	1,211,522	31.6%	3.9%	16,957	1.4%

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校数は文部科学省の2018年5月1日の調査結果による。

調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）

割合として、公立公営が減少し、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業による運営が増えています。

これまで公立公営だった学童保育が、指定管理者制度の導入、民間委託、民営化されるなど、運営主体が変更されたものと考えられます。指定管理者制度（注2）を導入している市町村は186市町村、4,008「支援の単位」（2017年は3868）です。数年ごとに委託先の変更が求められる制度は、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

指導員の人材不足・人材確保が課題となるなかで、国の制度が変わったことに自治体の認識が追いついていなかったり、これまで公営で運営してきた市町村が、公的事業をアウトソーシングする流れともあいまって民間委託が導入されています。また、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると学童保育の指導員のみを待遇改善することがむずかしい」、地方公務員法と地方自治法が改定されて新設された「会計年度任用職員制度」に切り替えていく段階で、「事業にかかる負担を軽減させる」ために民間委託しようとしているところもあります。

民間企業が運営している学童保育（注1）は増えています（2015年767、2016年1207、2017年1586）。この多くは、市町村の委託事業、指定管理者制度を受託して運営されているところです。公営だった学童保育が企業に民間委託されるほか、地域運営委員会や父母会・保護者会運営の学童保育が、企業による運営に切り替えるところも出てきています。父母会・保護者会運営は、数・構成比とともに減少しました。企業参入の移行時には「民間に任せれば効率的になってサービスの質があがる」と強調されることがあります、企業の利益にならなければ、サービスの質（この場合は保育の質）あるいは労働者（この場合は指導員）の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。

運営主体がいずれであろうとも、各市町村が定めた条例を遵守し、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されることが必要です。

学童保育の運営主体（「支援の単位」数）

運営主体	支援の単位	割合	前年比	備考
公立公営	10,391	33.2%	307(103.0%)	市町村が直営している
社会福祉協議会	4,059	13.0%	422(111.6%)	行政からの委託(2283)、補助(215)、代行(1561)
地域運営委員会	4,686	15.0%	128(102.8%)	委託(2948)、補助(1483)、代行(255)
父母会・保護者会	1,426	4.6%	▲149(-90.5%)	委託(836)、補助(504)、補助なし(5)、代行(81)
NPO法人	2,850	9.1%	261(110.1%)	委託(1593)、補助(536)、補助なし(32)、代行(689)。父母会・保護者会が行政からの要請のもと、NPO法人を取得した例も多い
民間企業	1,933	6.2%	347(121.9%)	委託(1226)、補助(318)、補助なし(55)、代行(334)
その他法人等	5,920	18.9%	662(112.6%)	内訳は、私立保育園(1493)、保育園を除く社会福祉法人(1944)、私立幼稚園等の学校法人(544)、その他(1939)
合計	31,265			

*割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

（全国学童保育連絡協議会・2018年調査より）

（注1）厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含んでいません。

（注2）指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

（注3）地域運営委員会とは：地域の役職者の人々（校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の父母会（保護者会）の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。その人数や構成は、自治体によって異なります。また、「委託」「補助」をする場合に、運営委員会をつくる、申請をすることを条件にしている市町村もあります。なお、実質の運営を、父母会（保護者会）が行っているところと、運営も運営委員会が行っているところがあります。

調査結果7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所は、余裕教室活用が増えており、学校施設内が全体の半数を越えています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が公的に設置された施設です。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。

開設場所（「支援の単位」数）

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	17,392	55.6%	1089(106.7%)	内訳は、余裕教室活用(7784) 学校敷地内の独立専用施設(7384) 校舎内の学童保育専用室(1231) その他の学校施設を利用(993)
児童館内	3,667	11.7%	332(110.0%)	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	2,158	6.9%	106(105.2%)	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	2,204	7.0%	1(100.0%)	公民館内(466)、公立保育園内(125)、公立幼稚園内(170)、その他の公的な施設内(1443)
法人等の施設	2,052	6.6%	121(106.3%)	私立保育園や私立幼稚園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,908		169(109.7%)	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	1,884		160(109.3%)	自治会集会所・寺社など
合計	31,265			

（全国学童保育連絡協議会・2018年調査より）

○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢が異なる活動的な子どもたちが共に過ごす場所ですから、それにふさわしい広さが必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

○国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

国は、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月策定）では、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やすために、新規開設分の8割を「学校施設を徹底活用した実施促進」で整備していく方針を決めました。そのための仕組みとして、教育委員会・学校関係者の理解を得るために、新たに設置される「教育総合会議の活用」（首長と教育委員会が総合的な放課後対策のあり方を検討する）、「学校区ごとの協議会の設置」「余裕教室の徹底活用」（余裕教室の有無の見直し、一時的利用、管理運営の責任の所在の明確化）などをを行うことを必要としてきました。

2018年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」でも、「（放課後児童クラブ、放課後子供教室の）両事業を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す」という目標が掲げられています。

毎日の「生活の場」にふさわしい施設としての設備を備えたものとして、整備していくことが欠かせません。

参考資料1

「地方分権改革」による、「従うべき基準」を 「参酌すべき基準」に引き下げようとする動き

児童福祉法と厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」によって、「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則2名以上配置することが、「従うべき基準」として定められました。また、継続的に働くことで学童保育の役割を果たせるよう、指導員の待遇を改善するための国の補助金も設けられました。

しかし現在、待遇改善は十分には進んでおらず、全国的に指導員不足が課題となっています。そのなかで、人手不足の解消策を基準の緩和に求める動きもあります。

児童福祉法第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければいけない。

同第2項 市町村が前項の条例を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令に定める基準に従い定めるものとし、その他の事項について厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。
(2012年改定)

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」 (2014年4月30日公布)
(2018年3月30日改定：下線部)

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

○「地方分権改革」の動きとは

内閣府地方分権改革推進室（以下、内閣府）は、都道府県や市町村が事業を行ううえで「支障がある」と感じている事例を、年度ごとに「提案」として募集するとともに、「提案」に賛同する自治体を募り、関係府省庁に対応策を図るよう求めて、地方公共団体への権限移譲や規制緩和に取り組んでいます。

2017年度、学童保育にかかわっては、「従うべき基準」とされている「放課後児童支援員」の資格と配置基準を廃止または「参酌すべき基準」に見直すこと、資格の基礎要件を中学校卒業者まで拡大することなどが提案されました。

○ 質を全国一定水準に保つために

「省令基準」が定められる以前、指導員の資格や配置は各自治体任せになっていたことにより、学童保育の状況は地域によって大きな格差がありました。「省令基準」策定後も、いまなお、その状況は続いている。 「放課後児童支援員の資格と配置」が「従うべき基準」と定められたことは、全国すべての学童保育を利用する子どもたちに「全国的な一定水準の質」を保障するうえで必要不可欠なことであり、廃止・緩和は現状の放置につながります。全国学童保育連絡協議会は、内閣府、厚生労働省、地方三団体等に「現行の省令基準の引き下げを行わないこと」と繰り返し要望しました。

しかし、2017年末には、「従うべき基準」として定められた「放課後児童支援員」の資格と配置基準を「子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう」、「参酌化」することを、「地方分権の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」との閣議決定が示されました。また、放課後児童支援員の基礎要件については、「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めたものに対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する」とされました。

この省令の改定にあたっては、2018年1月に厚生労働省による意見募集が行われ、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）をはじめ全国の学童保育関係者が不適切と考える意見を述べましたが、残念ながら同年3月に「基準の一部を改正する省令」が策定され、「十五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」が加えられました。

○「地方分権の議論の場」とは

2018年8月現在、「平成30年度中に結論を得る」べく、「地方分権の議論の場」である「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」（以下、専門部会）での議論が進められています。この会議は専門部会の部会長・構成員、内閣府の職員で構成されており、「非公表」（傍聴不可）で、後日、議事概要が公開されます。「放課後児童健全育成事業に係る『従うべき基準』等の見直し」については、2018年2月19日、2018年5月11日に、厚生労働省のヒアリングが行われました。

ヒアリングでは、専門部会から「従うべき基準」の廃止に向けて、厚生労働省に厳しく迫る発言が続きます。以下、主な発言を紹介します。

「都市部や中山間地等への対応は、地方からも具体的な支障が提案として出されており、必須だと思うが、これ以外にも、現在支障が表面化していない地方公共団体でも、現行の基準でやせ我慢をしており、人材をなんとかやりくりしている実態がある」「中山間地や都市部に関する個別の対応を行うだけでは、別の地域事情を抱えた地方団体から、引き続き新たな対応を求められることとなり、いたちごっこが続くことになると思料。従うべき基準を定めること自体の弊害が出ている」、さらには「今から結論の話をすべきではないと思うが、現行の児童福祉法の当該条文の改正等も視野に入れて、今後の検討を進めていただけるという理解でよいか」（2月19日。発言はすべて、大橋洋一・学習院大学法科大学院教授）。

「様々な形で放課後児童クラブにおける基準の柔軟化を求めている地方のニーズが高いことが確認できたため、ぜひ閣議決定に沿って参酌化していただきたい」（5月11日。部会長の高橋 滋・法政大学法学部教授）。

「地域の中で子育て経験も大変豊富で、地域の子どもたちのこともよく知っていて、人望のある方がいらっしゃる場合、恐らく、昨日今日おいでになった〇〇士という資格保有者の方よりも、そのような

方にお任せする方が安心だとおっしゃる地域の保護者の方々もいるのではないか」（5月11日。全国知事会の代表としてヒアリングを受けた尾崎正直・高知県知事）。

5月11日のヒアリングでは、構成員たちは口々に「参酌化せよ」と厚労省に厳しく迫り、重ねて部会長は、「どこの部分について参酌化、少なくともここは参酌できるといったことを今の段階では回答することは難しいか」と結論を急がせました。

そもそも「省令基準」は、厚生労働省社会保障審議会児童部会に設置された「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において、2013年5月から2015年3月にかけて検討が行われ、策定されたものです。学識経験者・自治体関係者・現場の代表者で構成された専門委員会で約2年をかけて議論されたことが、「省令基準」には反映されています。

全国連協は、「基準を検討するにあたっては内閣府では検討しないでほしい」「学童保育の目的・役割を理解しているメンバーによって、児童福祉法の理念を遵守する立場で検討すべき」「会議は公開をし、学童保育関係者が傍聴できるものとすべき」と要望しています。

○「従うべき基準」を堅持しようとするさまざまな動き

「従うべき基準」が廃止、または「参酌すべき基準」に引き下げられてしまえば、子どもたちの保育にあたるうえで必要な専門的な知識及び技能を有した「放課後児童支援員」をまったく配置しないことも起こります。ともすれば、資格のない大人がたった一人で子どもたちの保育にあたることも起こります。これでは、子どもたちに安全で安心できる「毎日の生活の場」を保障することはできません。

全国連協はこれに断固として反対し、全国各地の学童保育関係者とともに「学童保育（放課後児童健全育成事業）の『従うべき基準』を堅持することを求める」請願署名を取り組みました。この請願署名は20万8,993筆を集め、学童保育にかかわる二つの議員連盟（自由民主党学童保育〈放課後児童クラブ〉推進議員の会、超党派の国會議員で構成される公的責任における放課後児童クラブ〈学童保育〉の抜本的拡充を目指す議員連盟）や衆・参の厚生労働委員会の議員を中心に、衆議院で53人、参議院で23人の議員が紹介議員となり、国会に提出されました。請願は衆・参ともに厚生労働委員会に付託されましたが、残念ながら「採択」でもなく「不採択」でもなく「審査未了」となりました。

2017年末の閣議決定以降、学童保育にかかわる二つの議員連盟は、総会をそれぞれ2回ずつ開催しており、自由民主党の議員連盟では「放課後児童クラブの『従うべき基準』の維持を求める決議」が決議され、厚生労働大臣に申し入れされました。また、埼玉県議会の平成30年6月定例会では「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の待遇改善を求める意見書」が採択され、衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣、男女共同参画担当大臣、地方創生担当大臣に提出されました。これらの動きが後押しになっているのか、厚生労働省は当初、「2018年8月を目途に具体的な検討を」と予定していたが、8月3日に開催された専門部会のヒアリングでは、「ひきつづき考え方させていただきたい」と結論を先延ばしにしています。

厚生労働省 社会保障審議会 児童部会に設置された「放課後児童対策に関する専門委員会」（座長 柏女靈峰 淑徳大学総合福祉学部教授）が2018年7月に公表した中間報告書では、「放課後児童クラブの質の確保を考えるにあたり、設備運営基準及び運営指針に基づき、子どもの最善の利益を第一に、子どもの視点に立って」と述べています。

* * *

私たちは、指導員不足の背景には、「指導員の待遇が大変低いこと」「自治体が、『省令基準』と『運営指針』について十分に理解していないこと」「学童保育に求められる水準と指導員の役割や仕事内容について社会的な理解がまだまだ不十分であること」などがあると認識しており、こうした根本的な問題の改善に取り組むことが必要と考えます。質の確保、つまり専門的な知識と技能を身につけた専任の指導員が常時複数で配置されることは、子どもの命を守ることそのものです。

参考資料2

指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、資格の設けられた指導員の処遇改善を

○ 学童保育の役割と生活づくりと指導員の仕事

学童保育に通う子どもは一人ひとりの年齢や発達段階、家庭環境や生活環境が異なっていますし、興味や関心もさまざまです。指導員には、子どもが学童保育での生活をスムーズにおくれるよう、また一人ひとりが安心して充実した生活がおくれるよう、それぞれの年齢や発達段階に応じた関わりをもち、子どもが学童保育を「安心できる毎日の生活の場」として認識し、必要な期間、自ら進んで通い続けられるように支え・援助することが求められます。

私たちは、子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営みを、「生活づくり」と呼んで大切にしています。そして、子どもや保護者とともに生活づくりを進めるうえで指導員の担う仕事を、つぎのように整理しています。

(1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。

- ① 子どもの安全・健康・衛生を確保すること ② 子どもの安定した生活を保障すること
- ③ 遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること
- ④ おやつを提供すること ⑤ 施設外保育に努めること ⑥ 外出・地域との交流に努めること

(2) 家庭との連絡・協力を図る

(3) 関係機関との連携を図る

*提言「学童保育の保育指針（案）」2012年12月改訂 全国学童保育連絡協議会

指導員は、「安全に安心して過ごせる生活を守る」「学童保育での基本的な生活内容をつくる（休息やおやつの提供なども含む）」「子どもが遊ぶための環境の整備と援助を行う」「子ども一人ひとりと、全体の生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う」「保育内容を記録する」「子どもの様子を日常的に保護者に伝える」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討を行う」など、さまざまな仕事に連携・協力しながら取り組んでいます。また、学童保育を円滑に運営するための実務を指導員が担っている現場も多くあります。

○ 指導員は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要です

学童保育では、「子ども一人ひとりと子ども全体に関わることを、同時に、または並行して行う必要があること」「小学1年生から6年生までの子どもの生活・発達・特性を把握して、それに応じた関わりが求められること」「個別に特別な関わりが必要な場合があること」「子どもの安全を守る場面や、ケガや子ども同士のいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、「放課後子供教室」や児童館など、ほかの仕事と兼務するのではなく専任として常時複数配置されることが必要です。

保育中、子どもたちは、常に同じ場所にいて同じ行動をとっているわけではありません。室内や屋外などさまざまな場所に分かれて過ごすこともありますし、同じ場所で過ごしていても、各自が別の遊びや活動をすること、おやつの準備と遊び、宿題などが同時並行で行われることもあります。そのため、多くの場合、指導員は分担して連携しながら子どもたちと関わります。職場によっては、雇用形態が異なる指導員が一緒に保育にあたることがありますが、子どもの前では対等・平等であるという意識のもとで職場づくり・運営を進めることが大切です。

また、指導員が子どもと安定的に継続的な関わりをもてるようにするためにも、長期に安定した雇用が確保されるようにする必要があります。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚と共にたしかめあうことは、指導員が専門的な技能と知識を高めていくことにもつながります。

○ 指導員の国の資格「放課後児童支援員」が定めされました

国は「省令基準」で、指導員の資格「放課後児童支援員」と員数について「従うべき基準」を示し、学童保育には「放課後児童支援員を置かなければならない」こと、放課後児童支援員の数は、基本的には「支援の単位ごとに2人以上おくこと」が義務づけられました。

資格を取得するには、保育士や社会福祉士、教諭などの有資格者、大学で一定の決められた課目を履

修したもの、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者などの9項目（2018年4月より、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」も基礎資格に加わった）のいずれかに該当する者が、都道府県が実施する「放課後児童支援員都道府県認定資格研修」を受講し、修了することが必要とされています。

学童保育の子どもたちに安全・安心な生活を保障し、責任をもって関わるには、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に子どもにかかわること、保育時間前後に必要な準備時間が設けられることが不可欠です。しかし、現状では、それを保障するような勤務条件、待遇になっていません。全国学童保育連絡協議会が2012年と2014年に行った実態調査では、つぎのことがわかりました。

○ 全国に約9万2500人いる指導員（全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による）

- ◆1施設の平均入所児童数は41.1人、平均指導員数は4.44人
- ◆64.9%の指導員は保育士または教諭などの資格を持っています

（全国学童保育連絡協議会・2014年実態調査による）

○ 多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪

（全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による）

- ・午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていない学童保育が多い。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いている指導員が多い。
- ・専任配置ではなくローテーション勤務のところもある。

- ◆半数以上の指導員は年収150万円未満（全国学童保育連絡協議会・2014年実態調査による）

週5日以上勤務する指導員であっても、150万円未満 46.2%、150万円以上 300万円未満 31.3%、300万円以上 5.4%

- ◆勤続年数が増えても賃金はあがらない（51.9%）1年契約の非正規職員が多い

- ◆待遇は依然として改善されていない

退職金がない（61.6%） 社会保険がない（36.5%）

一時金がない（53.8%） 時間外手当がない（39.0%）

- ◆正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）

公営で正規職員は2700人（2.9%） 公営で非正規職員は4万1600人（45.0%）

民営で正規職員は1万7200人（18.6%） 民営で非正規職員は3万1000人（33.5%）

- ◆公営・民営あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めている

学童保育数の増加による指導員増もありますが、安心して働き続けられる条件が整っていないことが最も大きな理由と考えられる。経験年数の長い指導員が少ないとすることは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっている。最近では欠員が生じてもなかなか指導員の扱い手が見つからない地域も増えている

- ◆指導員の研修を行っている市町村はまだ4割

○ 国の補助単価が、非常勤職員の「賃金」で計算されていたことが問題

上記のような不安定な雇用や劣悪な労働条件となっているのは、2016年度まで、国が積算する人件費の補助単価が平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されていたためです（指導員一人当たり181万円程度で計算）。

○ 国が「常勤」の指導員の配置を検討、処遇改善の動き

2010年から政府がスタートさせた「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームでは、「開所時間の延長が求められている」「開所時間の延長のためには、非常勤職員（全国連協注：平日の勤務時間を6時間で計算）が前提の体制から、常勤職員を導入する」ことが検討され、その場合、当時の補助水準（一人当たり年額150万円程度）に、さらに年額300万円を上乗せする必要があるという試算が出されました。

そして、2014年度、内閣府で「保育緊急確保事業」が予算化され、学童保育の指導員の処遇改善に係る費用が予算化されました（「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」）。

しかし、この事業が年度途中からはじめられたこと（そのため、市町村や都道府県が3分の1の負担分を予算化できなかった）、事業名から事業内容を理解するのが困難だったことなどがあって、実際に申請した市町村は2割に届きませんでした。

そこで、2015年度はより事業名を「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に変更し、2014年度と同様に、非常勤職員に係る賃金改善経費の上乗せを行うために必要な経費の補助とあわせて、「常勤職員」を配置している場合には、その賃金改善を行うために必要な経費の補助を行うための予算が計上されました。この事業は、2016年度、2017年度、2018年度も継続されています。

○ 2017年度予算では、職員の人事費が増額され、資格・経験等に応じた処遇改善も

2017年度予算案では、学童保育の運営実態をふまえて職員の人事費を見直し、運営費補助基準額が増額されました。これまででは、最低賃金による日額単価で算出されていた職員（一人当たり年額約181万円）3人分の人事費のうち、一人分が福祉職俸給表にもとづき、月額単価（年額約310万円）で算出されることになりました。

また、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績に応じて処遇を改善する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が実施されています。

運営費補助基準額の増額と、処遇改善のためのふたつの補助金が予算計上されたことは、指導員の資格と配置基準が「従うべき基準」として定められたことが大きいと考えられます。

○ 「放課後児童対策に関する専門委員会」の議論では

厚生労働省 社会保障審議会 児童部会に設置された「放課後児童対策に関する専門委員会」（座長 柏女靈峰 淑徳大学総合福祉学部教授）が2018年7月に公表した中間報告書では、「3. 放課後児童クラブの今後のあり方 （2）質の確保 ①放課後児童クラブに求められるもの」として、次のことが述べられています。

○ 運営指針が求める育成支援の内容を全てのクラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上に、より一層取り組む必要がある。そのためには、運営指針で示された育成支援の内容について、現場で育成支援を行う放課後児童支援員等への研修を十分に行い、理解を深めていくことが必要である。その際、「放課後児童クラブ運営指針解説書」（平成29年3月31日付け 厚生労働省編。以下「運営指針解説書」という。）を放課後児童支援員認定資格研修のテキストとして活用することや、運営指針に基づき育成支援を行っている事例を収集し、インターネット等で公開すること、それをもとに学び合いを促すことなどが方法として考えられる。

また、「② 放課後児童支援員のあり方・研修について」にも、次のような記述があります。

○ 放課後児童支援員の職務には、子どもとの直接な関わりのみならず、育成支援の計画や、保護者、学校や地域との連絡など、様々なものがある。これらの職務が確実に行われるよう、放課後児童支援員の処遇改善が望まれる。また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

○ 指導員の仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすために

全国学童保育連絡協議会は、指導員が自らの仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすためには、以下の諸条件が整えられる必要があると考え、これらが総合的に解決されることを国や自治体に要望しています。

- ◎指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかられること。
- ◎子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ◎指導員の勤務時間に、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ◎専任の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ◎指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

参考資料3

国の学童保育の運営と施設整備にかかる予算 (2018年度)

○放課後児童クラブ関係予算 799.7億円(前年度 725.3億円)

受入児童数 117.8万人(2017年度)→121.7万人(2018年度)[約3.9万人増]

○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

1. 運営費等 655.7億円(前年度 587.8億円) 子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

①放課後児童健全育成事業(運営費)

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。
- 補助基準額: 430.6万円(前年度430.6万円) ※児童数36~45人の場合

2018年度 放課後児童健全育成事業の補助単価

1 放課後児童健全育成事業	
(1) 年間開所日数 250日以上	
①構成する児童の数が1~19人の支援の単位当たり年額	2,238,000円 - (19人-支援の単位を構成する児童の数) × 27,000円
②構成する児童の数が20~35人の支援の単位当たり年額	4,306,000円 - (36人-支援の単位を構成する児童の数) × 25,000円
③構成する児童の数が36~45人の支援の単位当たり年額	4,306,000円
④構成する児童の数が46~70人の支援の単位当たり年額	4,306,000円 - (支援の単位を構成する児童の数-45人) × 53,000円
⑤構成する児童の数が71人以上の支援の単位当たり年額	2,917,000円
⑥開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)	(年間開所日数-250日) × 17,000円(1日8時間以上開所する場合)
⑦長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (この要件に該当する開所日数) × 17,000円
⑧長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	
(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×378,000円
(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×170,000円
(2) 特例分(年間開所日数 200~249日)	
①(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位当たり年額	2,847,000円
(イ) 構成する児童の数が1~19人の施設	1,637,000円
②長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (この要件に該当する開所日数) × 17,000円
③長時間開所加算額(1支援の単位当たり)	
平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×378,000円

*構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合。

②放課後子ども環境整備事業

ア 放課後児童クラブ設置促進事業

- 放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の補助を行う。
- 補助基準額: 1,200万円(前年度1,200万円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進

- 小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的

に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする]

- ・補助基準（加算）額：100万円（前年度100万円）

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

・幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費（設備の整備・修繕及び備品の購入）の補助を行う。[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする]

- ・補助基準額：500万円（前年度500万円）

③放課後児童クラブ障害児受入推進事業…放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

- ・補助基準額：179.6万円（前年度179.6万円）

④放課後児童クラブ運営支援事業

ア 貸借料補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るために措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な貸借料の補助を行う。

- ・補助基準額：299.6万円（前年度299.6万円）

イ 移転関連費用補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るために措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

- ・補助基準額：250万円（前年度250万円）

ウ 土地借料補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るために措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

- ・補助基準額610万円（前年度610万円）

- ・補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人等以外の民間団体等

⑤放課後児童クラブ送迎支援事業…授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。補助基準額：46.6万円（前年度46.6万円）

（2）質の向上

①放課後児童支援員等処遇改善等事業…保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、（i）家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員（※1）を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。※1 職員は当該全ての業務に主担当でなくともよい。

（ii）または、（i）に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員（※2）を配置し、うち1名以上を常勤職員（※3）とする場合に、当該職員の賃金改善を含む常勤職員を配置するためには必要な経費の補助を行う。※2、3 職員及び常勤職員は（i）の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

- ・補助基準額：（i）157.5万円（前年度154.1万円）

- （ii）301.2万円（前年度290.4万円）

②障害児受入強化推進事業…障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

- ・補助基準額：179.6万円（179.6万円）

※医療的ケア児がいる場合の支援384.7万円〔1支援の単位あたり年額〕

③小規模放課後児童クラブ支援事業…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

- ・補助基準額：55.9万円（55.9万円）

（3）その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業…放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

（i）放課後児童支援員を対象に年額12.5万円（月額約1万円）

（ii）経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を終了した者を対象にiと合わせて年額25.1万円（月額約2万円）

（iii）経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象にiiと合わせて年額37.7万円（月額約3万円）

2. 施設整備費 143.9億円（前年度137.5億円）子ども・子育て支援整備交付金（内閣府予算に計上）

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

・実施主体：市町村

・補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

・補助基準額：

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 5297.0万円（前年度5142.6万円）〔次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

イ 上記以外の場合：2648.5万円（前年度2571.3万円）

ウ 土地借料加算：610万円（前年度610万円）

補助率：【公立の場合】国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1

【民立の場合】国9分の2、都道府県9分の2、市町村9分の2、社会福祉法人等3分の1

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率のかさ上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国3分の2、都道府県6分の1、市町村6分の1

【民立の場合】国2分の1、都道府県8分の1、市町村8分の1、社会福祉法人等4分の1

社会福祉法人等による設置（民間立）の場合

従来の補助率	国, 2/9	都道府県, 2/9	市町村, 2/9	設置者, 1/3
かさ上げ後	国, 1/2	都道府県	市町村,	設置者, 1/4 1/8 1/8

市町村による設置（公立）の場合

従来の補助率	国, 1/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/3
かさ上げ後	国, 2/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/6

参考資料4

学童保育数と補助金、国の施策の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	国庫補助総額(万円)	国の施策の動き
1966				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515			
1970	1,029			
1971				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	厚生省が都市児童健全育成事業を開始(児童館が整備されるまでの過渡的な期間、学童保育に補助する事業)
1977			1億0800	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1984	5,193		2億8535	
1985	5,449		3億2655	
1986	5,749		3億7000	都市児童館事業廃止
1987	5,938		4億0168	
1988	6,100		4億2742	
1989	6,310		5億2943	
1990	6,708		6億1643	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017		10億1832	厚生省が放課後児童対策事業を開始(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するの方針に転換して、学童保育に補助する事業)
1993	7,516		14億0643	厚生省が学童保育の法制化を検討
1994	7,863		17億9577	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申。日本政府が子どもの権利条約批准
1995	8,143		20億9267	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくる)
1996	8,514		24億1673	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048		31億3180	児童福祉法改正で学童保育を法制化。第2種社会福祉事業に位置づけ。
1998	9,627		46億4644	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231		54億7910	「新エンゼルプラン」策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976		56億9000	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830		59億9000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825		68億8000	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。
2003	13,797		74億3200	障害児加算は2名から。「次世代育成支援対策推進法」で行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678		87億2200	ボランティア派遣事業新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」策定
2005	15,309		94億7000	10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育問題で集中審議
2006	15,858		111億8100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプランの創設」に合意。
2007	16,668		158億4900	厚生労働省と文部科学省連携による「放課後子どもプラン」スタート。学童保育のか所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。「放課後児童クラブガイドライン」策定
2008	17,495		186億9400	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、仕事と生活の調和行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法で学童保育整備目標を「参酌標準」化。長時間開設加算変更、障害児受入促進で単価倍増
2009	18,475		234億5300	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度の見直しを検討
2010	19,744		274億2000	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」で学童保育制度の見直しも検討。児童数40人前後の学童保育への補助金を大幅増額し適正規模へ移行促進
2011	20,204		307億5000	「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームで学童保育の制度の見直しを検討
2012	20,846		307億6500	「子ども・子育て支援法」、児童福祉法改正が可決成立。学童保育の対象児童の引き上げ、市町村事業として位置づけ、国として省令で基準を策定、市町村は条例で基準を制定、事業計画策定の義務づけなどが決定
2013	21,635		315億7600	国が子ども・子育て支援新制度を具体化。国として学童保育の基準を検討
2014	22,096		383億7100	内閣府の「保育緊急確保事業」で指導員の待遇改善の予算確保。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定。「放課後子ども総合プラン」策定。
2015	—	25,541	575億	国が「放課後児童クラブ運営指針」策定。「子ども・子育て支援新制度」が本格施行。「放課後児童支援員等待遇改善等事業」予算化。
2016	—	27,638	574億8000	補正予算で、施設整備費の国庫補助率かさ上げ。
2017	—	29,287	725億3000	施設整備費の国庫補助率かさ上げ継続。運営費補助基準額の増額。資格・経験等に応じた待遇改善が予算化。地方分権の議論のなかで、「放課後児童健全育成事業に関わる『従うべき基準』等の見直し」が取り上げられる
2018	23,315	31,265	799億7000	「放課後児童健全育成事業に関わる『従うべき基準』等の見直し」が議論されている

参考資料5

新たな放課後児童対策のプランについて

●2018年、新たに策定された「新・放課後子ども総合プラン」とは

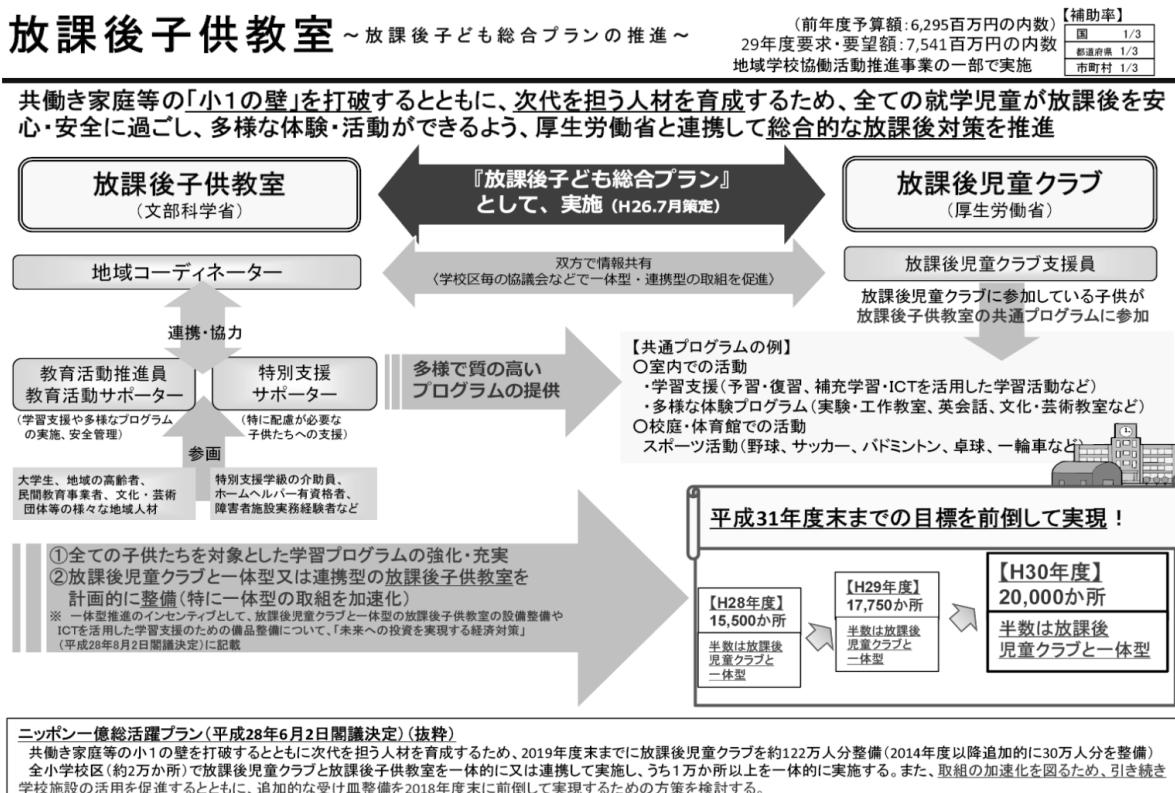
2018年6月1日、加藤勝信・厚生労働大臣が閣議後の記者会見で、新たな放課後児童対策のプランを今夏に策定すると発言しました。これは、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分のさらなる受け皿整備を図るというものです。

2018年9月14日に、「新・放課後子ども総合プラン」が、文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長の連名通知として発出されました。「放課後児童クラブ」について、2019年度から2021年度の3年間で約25万人増やし、待機児童を解消する新たな目標を発表しました。その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度までの計約30万人分の受け皿を整備するというものです。

●2014年に策定された「放課後子ども総合プラン」とは

2014年、政府は「放課後子どもプラン」をもとにしてあらたに「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人(2019年度末までに120万人に)増やすこと、学校施設を徹底活用すること、約2万か所で学童保育と「放課後子供教室」を「一体的に又は連携して実施」し、うち1万か所以上を「一体型」で実施するとしていました。

(注) 放課後子供教室とは、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである」(放課後子ども教室推進事業実施要綱より)。



●「放課後子どもプラン」とは

2006年5月に内閣府少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣がトップダウンで突然、「放課後子どもプラン」の推進を発表しました。そこには、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を「一体的あるいは連携して」実施していくとの方針が示されていました。

この背景には、1992年頃から、大阪市や横浜市で、すべての子どもを対象に、小学校の余裕教室を使った遊び場、居場所づくり事業、厚生労働省が「全児童対策事業」と呼んでいる事業がはじめられていたことがありました。この、学童保育の事実上の廃止を意味する「全児童対策事業」と学童保育との「一体化」が懸念されていたなか、2003年、川崎市は、それまで公設公営で実施していた学童保育事業を事実上廃止し、「全児童対策事業」である「わくわくプラザ事業」をスタートさせます。

●全国学童保育連絡協議会の要望

全国学童保育連絡協議会は、学童保育と「放課後子供教室」や「全児童対策事業」との場所や事業、職員の「一体化」には強く反対してきました。役割の異なる事業では、学童保育の目的を果たすことは不可能です。

伝承遊びや実験、異世代交流などを体験させるプログラムを行っている民間企業やNPO法人もありますが、これをもって、子どもたちの「生活の場」に置き換えられるものではありません。

また、地域住民等の参加促進で指導員不足を補おうとする動きもありますが、子どもたちの安全・安心な生活に責任をもつには、指導員が継続的に子どもにかかわることが不可欠です。

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の固有の役割を明らかにし、専任職員の複数配置と専用の「生活の場」を確保し、学童保育の生活が保障されるよう働きかけ、「放課後子供教室事業」や「全児童対策事業」とは「連携」するものとして学童保育の拡充を求めていきます。

「放課後子ども総合プラン」で、学校内で実施されるとして示された「一体型」と言われる構想についても、学童保育の役割が果たせるよう、定まった入所児童が専用室と専任指導員のもとで継続した生活が保障される実施形態となるよう働きかけています。

●「学童保育の質の改善」と「新・放課後子ども総合プラン」をめぐる国の動向

○国は、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」が「一体型」とあるとしています。

「新・放課後子ども総合プラン」では、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施についてつぎのような考え方方が示されました。

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。（中略）

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

しかし、学童保育関係者の間では、「市町村の財政状況や受けとめ次第では、両事業が一緒に実施される『一体化』が進められてしまうのではないか」との心配があります。

「新・放課後子ども総合プラン」では、学童保育の充実を図りながら、「放課後子供教室」との連携が図られるようにしていくことが求められます。

參考資料6

全国学童保育連絡協議会の国への要望

●全国学童保育連絡協議会が取り組んだ請願署名（20万8,993筆を集め、第196回通常国会に提出）



衆議院議長
參議院議長

殿

年 月 日

学童保育（放課後児童健全育成事業）の 「従るべき基準」を堅持することを求める請願書

紹介議員

請願者 氏名

外

名

住所

一 請願要旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、就労等の理由により家庭に保護者のいない子どもが、放課後および学校休業日に安全に安心して生活できる「毎日の生活の場」です。共働き・一人親家庭等の増加のもと、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっているなかで、子どもが安全に安心して生活できること、子どもの成長・発達を支え励まし、保護者と連携を図りながら子育てをする施設である学童保育に対する期待に応えることが必要です。

省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「従うべき基準」として、「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則2名以上配置することが示されています。しかし、この「従うべき基準」の廃止、または参酌化の議論が進められようとしています。「従うべき基準」が廃止、または参酌化されることになれば、子どもたちの保育にあたるうえで必要な専門的な知識及び技能を有した「放課後児童支援員」をまったく配置しないことも起こり得ます。ともすれば、資格のない大人がたった一人で子どもたちの保育にあたることも起こり得ます。これでは、子どもたちに安全で安心できる「毎日の生活の場」を保障することはできません。

私たちは子どもの命と安全を守るうえで欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従るべき基準」(指導員の資格と配置)を堅持することが必要不可欠であると考えます。よって、つぎのとおり請願いたします。

二 請願事項

- 子どもの命と安全を守るうえで欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」を堅持してください。

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。記入された個人情報は、本国会請願以外の目的に使用いたしません。

【取扱い団体】全国学童保育連絡協議会（会長：木田保男、住所：東京都文京区本郷2-26-13）【第一次集約】5月31日

公的責任による学童保育制度の拡充と 財政措置の大幅増額を求める要望書

日頃より学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

共働き・一人親家庭等が増え、学童保育を必要とする家庭は年々増加しています。安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いは、ますます高まっています。学童保育の拡充は国の施策においても重要な課題です。

私たちは、学童保育の量的拡大・質の向上を図るために、国や都道府県、市町村が学童保育の実施および整備の公的責任を果たし、条件整備に必要な財政措置を図ることが欠かせないとして、国の制度の抜本的な拡充をくりかえし求めてきました。

2014年に策定された「放課後子ども総合プラン」では、5年間で利用児童の30万人増が打ち出され、2016年に発表された「ニッポン一億総活躍プラン」では、この5年計画を1年前倒しし、2018年度までに実現するとしています。2019年度以降も、国が積極的に学童保育の量的拡大や、質の向上をすすめていくことが必要です。

政府が推進する「子ども・子育て支援新制度」の施行で、学童保育については、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わりました。

私たちは「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「子どもの権利条約」「児童福祉法」の理念を遵守する立場に立った量的拡大や質の向上をすすめるべきだと考えます。

そのために、私たちは、国が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」）や「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）で示した学童保育の役割を果たすための条件整備を公的な責任で実現することが必要だと考えています。

しかし、2017年12月26日「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「設備運営基準」の「従うべき基準」の廃止、または参酌化を検討する方向が示され、今後、「地方分権」の場でこれらについての議論が進められようとしています。そもそも「設備運営基準」では、施設の広さや規模などが「参酌」ととどまったために、市町村の学童保育に対する認識の違いによって、格差が生み出されています。「従うべき基準」を廃止または参酌化することは、現状を放置し、子どもたちに困難を強いるものです。私たち全国学童保育連絡協議会は、断固として反対します。私たちは、指導員の専門性を保障するためには、「放課後児童支援員認定資格研修事業」（以下、「認定資格研修」）の改善が必要であり、指導員の資格については国家資格とするべきであると考えています。私たちは子どもの命と安全を守るうえで欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」（指導員の資格と配置基準）を堅持し、早期に拡充することが必要不可欠であると考えます。

この他、各地域では、専用室が確保されていないこと、学童保育の大規模化、「放課後子供教室」との「一体化」、「5時から学童保育（17時までは全児童を対象にした無料の放課後子供教室、17時以降は有料の放課後児童クラブ）」が容認されていること、塾や習い事を事業内容とする民間企業による事業参入など、生活の場としての学童保育を実現しがたい実態が多々あることに強い危惧を抱いています。

つきましては、さらなる制度の見直しと拡充、抜本的な財政措置の拡充を要望します。

要 望 項 目

1 学童保育の国の制度の拡充を図ってください。

- (1) 学童保育を児童福祉施設として位置づける法的整備をしてください。
- (2) 市町村の責任を「利用の促進の努力義務」にとどめることなく、市町村の実施責任を明確にするよう児童福祉法の改正を行ってください。
- (3) 省令で定めている学童保育の基準について、学童保育の質の向上が図られるよう改善を図ってください（具体的な改善の要望は要望項目5をご参照ください）。
- (4) 安定的な財政措置の仕組みとともに、全国各地の学童保育への財政支援を強めるため、国の負担割合を増やしてください。
- (5) 学童保育の建物の公設化を奨励する、国としての財政措置を強化してください。
- (6) 新制度の下でも、指導員の資格と業務に見合わない処遇、勤務時間の伸長が重なり、指導員の欠員が拡大しています。資格と業務にふさわしい処遇改善を進めてください。

2 学童保育の量的拡大、質の向上が図られるよう、国として十分な財政措置をはじめとする対策を進めてください。

- (1) 「設備運営基準」と「運営指針」に基づく運営が可能となるよう、補助額を大幅に増額し、民設、借家等を含めて、施設改善への利用の幅が広がるように措置してください。また、国の負担割合は少なくとも2分の1に引き上げてください。
- (2) 学童保育を必要とするすべての子どもたちが入所できるよう、公的責任で、学童保育を整備してください。
 - ① 「市町村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」)の財政措置を含めた法制度上の課題を調査し、その内容を公表してください。
 - ② 高学年の子どもたちも含めて、学童保育を利用したくてもできない「待機児童」を解消するためにニーズ調査を行い、実態に即した必要量を把握してください。
 - ③ 「事業計画」の見直しや2020年以降の「事業計画」の策定の際には、上記の調査結果を反映した改善を行うよう、市町村に周知・徹底してください。
- (3) 運営費に対する財政措置を十分に行ってください。
 - ① 支援の単位を構成する児童の数が19名以下の場合を含め、常勤・専任の指導員を2名以上配置することができるよう、人件費にかかる財政措置を大幅に改善するとともに、国の負担割合を増やしてください。
 - ② 常時2名配置体制を行うために、保育の引き継ぎが可能であり、労働時間にも配慮した人員の配置ができる予算組みにしてください。
 - ③ 長期休業中などの労働条件を考慮すると、「設備運営基準」の求める指導員の配置要件を実現するには、支援の単位当たり4人以上の有資格者を確保することが必要です。それが、実現できる財政措置をしてください。
 - ④ 運営に関わる事務量が著しく増加しています。事務量とその高度化に対応ができるように、事務員の雇用も視野に入れ、事務経費の算定基準を大幅に改善してください。
- (4) 施設整備に対する財政措置を十分に行ってください。
 - ① 補助単価のさらなる引き上げを図ってください。施設整備費の国庫補助額の嵩上げを継続してください。
 - ② 貸貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策として予算化されている「放課後児童クラブ設置促進事業（既存施設の改修等）及び放課後児童クラブ環境改善事業（備品購入等）」「放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）」を今後も継続してください。
 - ③ 子どもの命と安全に直結する耐震補強のための予算を確保してください。
 - ④ 「放課後児童クラブ運営支援事業」等の要件になっている「待機児童が存在している地域等において」という条件は、「待機児童が存在」するか否かが特定できず、実情に合わないため、条件とせず、すべてを対象としてください。
 - ⑤ 学校敷地外の民家・アパート等を活用し実施している放課後児童クラブに対する賃借料の補助

を創設してください。

- ⑥ 「設備運営基準」で定めた子ども一人当たり 1.65 m^2 以上の広さを確保し、一の支援の単位を構成する児童の数の基準を守れるように、借地・借家も対象とする、増改築に対する補助制度の新設と、財政措置を講じてください。
- (5) 希望する障害のある子どもが入所できるよう、財政措置を行ってください。
- ① 子どもの状況に応じて、専任の指導員が加配できる制度にしてください。
 - ② 加配する指導員を、常勤・専任で雇用できる補助単価にしてください。
 - ③ 専門的な知識をもとめられる課題について、巡回指導など児童期の知識を有する専門職による相談・助言を受けることができる制度を創設してください。

3 指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

- (1) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、指導員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態となるよう、必要な条件整備を図ってください。
- (2) 指導員の処遇の改善をいっそう強力に推進してください。
 - ① 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、確実に指導員の処遇改善につながる明快な仕組みの事業としてください。
 - ② 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、事業の趣旨や内容および処遇改善に伴う経費も含めた適切な仕組みの事業としてください。
 - ③ 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の予算単価を増額するとともに、両事業の積極的な活用を市町村に働きかけてください。
- (3) 地方公務員法の改正にともない、自治体で働く指導員の処遇改善が図れるよう、総務省と連携してください。
- (4) 「認定資格研修」については、対象となるすべての現任指導員が有資格者となることができるよう、市町村への援助と財政措置を図ってください。
 - ① 補助単価をさらに引き上げ、講師となる指導員の代替要員を確保するための費用も補助してください。
 - ② 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況等も考慮して、受講者への補助を行ってください。
- (5) 「放課後児童支援員等資質向上研修」をすべての指導員が受講できるよう、財政措置を行ってください。
 - ① 講師となる指導員や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員を確保するための費用などの補助は、運営費に計上するのではなく、別途、「人材確保等研修事業費」としてください。また、実態に見合った額に引き上げてください。
 - ② すべての都道府県及び市町村が計画的に現任者を対象とした研修を行えるように、予算の増額を図るとともに、国の負担割合を引き上げてください。
- (6) 都道府県及び市町村の学童保育担当職員の「認定資格研修」の受講状況を調査し、公表して改善につなげてください。

4 子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従るべき基準」を堅持し、早期に拡充するとともに、指導員の国家資格制度について、検討してください。

- (1) 「従るべき基準」の堅持および早期の拡充をすすめるために

現行の「設備運営基準」に示された、「人員資格及び人員配置」の内容、および、「従るべき基準」という位置づけは、全国すべての放課後児童クラブを利用する子どもたちが「全国的な一定水準の質」を確保された育成支援を受けられるようにするために必要不可欠のものです。基準を検討するにあたっては、学童保育の目的・役割を果たすことを目的とし、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「子どもの権利条約」「児童福祉法」の理念を遵守する立場に立ち、厚生労働省において、検討してください。

- (2) 指導員の資格のあり方について

- ① 指導員の資格について、国家資格とする方針を明確にし、具体化してください。

② 大学等での放課後児童支援員の養成課程の整備を図ってください。そのために必要な法整備を行ってください。

(3) 「設備運営基準」について

① 「全国的な一定水準の質」を確保するために、これまでどおり、放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及び人員配置については「従うべき基準」として堅持し、「従うべき基準」を早期に拡充してください。

② 「設備運営基準」（第10条第2項）に定められた放課後児童支援員の配置基準は、事業内容の根幹にかかわることであり、保育内容の質の低下に直結します。「登録児童数が少ない場合」「地域の人口が少ない場合」「学校との連携が可能な場合」等であっても緩和しないでください。

③ 目的・役割が異なる他事業との兼務では、学童保育の目的・役割を果たすことはできません。他事業との兼務を理由に、放課後児童支援員の配置基準を緩和しないでください。

(4) 「放課後児童支援員」の認定資格の基礎要件などについて

① 「認定資格研修」において、科目数と時間（16科目24時間）を一部緩和することは、「職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識する」という「認定資格研修」の目的を果たすことはできません。緩和を行わず、指導員の専門性を保障するための内容にしてください。

② 「放課後児童支援員」の認定資格の基礎要件（省令10条3）の条件を切り下げる、「設備運営基準」策定時の内容をもとに、学童保育の指導員としての専門性を保障できる条件にしてください。

(5) 「認定資格研修」の実施主体について

「認定資格研修」には、「全国的な一定水準の質」を確保することが求められており、人材の確保は、都道府県の重要な責務とされています。「認定資格研修」の実施主体に指定都市を含めず、都道府県を実施主体として「認定資格研修」を行ってください。

5 学童保育の省令基準の改善・拡充を図ってください。

(1) 子ども集団の規模(支援の単位)は、人数規模の上限を守り、以下の要件を満たすことを求めます。

① 生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること

② 基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること

③ 子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること

(2) 「児童数」の考え方を「登録児童数」として市町村に周知してください。「登録児童数」をもとにした「支援の単位」や「専用区画」を設定するよう市町村に周知してください。

(3) 学童保育の役割を果たすために、省令基準を以下の内容に沿ったものに改定してください。また、「参酌基準」を順次「従うべき基準」としてください。

① 広さは子ども一人当たり 1.65 m^2 以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて子ども一人当たり 3.96 m^2 以上としてください。

② 「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模」として「30人以下」としてください。

③ 「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にしてください。

④ 「支援の単位」ごとに固有の専用室を設けることを明記し、資格を有する指導員を2名以上配置してください。

⑤ 児童数が19名以下の施設であっても、専任の指導員を2名以上配置することとしてください。

⑥ 支援の単位の考え方における「週のうち数日を利用する児童」を含まず、継続的な利用が基本となることを市町村に周知してください。

(4) 学童保育運営の委託や代行においても、事業の収支、利用者の処遇等について省令基準第15条の「帳簿を整備」に加え、その公開と市町村への報告を義務として定めてください。

6 国として以下の制度を創設し、財政措置を図ってください。

(1) 市町村が、ひとり親家庭等の経済的に厳しい家庭への保育料の減免などを行えるよう、市町村の

行う減免に対して補助を行うなど、国としての制度を創設してください。

あわせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」および「子供の貧困対策に関する大綱」に明記されている「特別な配慮」が実行できる制度や仕組みを作ってください。

- (2) 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」における「18時半を超えて事業を行う者に対して」という条件を外してください。少なくとも「保育所との開設時間の乖離」の解消の趣旨からして、地域特性を勘案する制度としてください。
- (3) 学童保育での保育中（学校から学童保育、学童保育から自宅までの経路を含む）の事故・ケガ等の賠償対策として、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」の対象に、学童保育も含めてください。

7 「放課後子ども総合プラン」において、「放課後子供教室」と学童保育はそれぞれの事業として実施する方針を堅持し、都道府県および市町村に周知・徹底してください。

- (1) 「放課後子供教室」と学童保育は、それぞれの目的・役割が異なります。二つの事業をひとつにした運営（同じ場所、同じ職員が対応する）では、「共働き・ひとり親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の目的・役割は果たせません。それぞれの事業の目的・役割が果たせるよう、都道府県および市町村に周知・徹底してください。
- (2) 「一体型」や「連携して実施」などの表現は、市町村や現場でも混乱の原因となっています。学童保育を「全児童対策事業」に一体化するなどの動きを生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください。
- (3) 「放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、学童保育固有の生活を守ることが優先される旨、周知・徹底するとともに、プログラムの内容が学習に偏らないようにしてください。
- (4) 新たな「放課後子ども総合プラン」などの策定にあたっては、全国学童保育連絡協議会の意見・要望を反映させてください。

8 「東日本大震災」・「平成28年熊本地震」で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう、国としての支援を行ってください。

「東日本大震災」・「平成28年熊本地震」で被災した地域は、共働き・ひとり親家庭等の増加や「子どもをひとりで家に置く」ことへの不安もあり、学童保育の役割が増大しています。また時が経つにつれて、「心のケア」への対策があらためて求められています。被災した地域の子ども・家庭を支える学童保育の役割が果たせるよう、特別な手立てを講じるなど、継続的な支援を進めてください。

- (1) 学童保育の復旧・復興のために万全の措置を講じてください。
- (2) 学童保育に通う子ども、その家庭、指導員への「心のケア」を行えるように、専門スタッフの巡回や相談、指導員の研修などが行えるように、財政措置を含めた対応を進めてください。
- (3) 原発事故による被害から子どもを守るために、専門家との協力・連携などの特別な対応を行い、必要な財政措置を講じてください。
- (4) 被災した地域における、学童保育再建のための財政支援策を策定してください。
- (5) 被災に伴う保護者の離職など経済的負担を軽減するために、公的な補助をもとにした保育料の減免措置を実施してください。
- (6) 学童保育の防災・安全対策についての国としての指針を定め、防災に関わる物品、設備等の整備を補助してください。

「学童保育の『全国的な一定水準の質』」の確保 および改善を求める要望書

日頃より、地方自治体の学童保育施策の推進に尽力いただきお礼申し上げます。

政府が推進する「子ども・子育て支援新制度」の施行もあり、学童保育は、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わり、量的拡大や質の向上が期待されています。

私たちはこの期待とともに、学童保育の量的拡大や質の向上を図るために、国や地方自治体が学童保育の実施および整備の公的責任を果たし、施設、指導員、運営に関わる最低基準を定め、条件整備に必要な財政措置を図ることが欠かせないとして、国の制度の抜本的な拡充をくり返し求めてきました。

しかし、2017年末の閣議決定「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る『従うべき基準』については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」とされたことを受け、基準の廃止も含めて、議論が進められています。基準を検討するにあたっては、学童保育の目的・役割を果たすために、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「児童福祉法」の理念を順守する立場に立った検討が必要です。本来、「地方分権の場」で議論されるべきものではなく、ましてや非公開で議論されることは言語道断です。そもそも「設備運営基準」では、施設の広さや規模などが「参酌」にとどまったために、市町村の学童保育に対する認識によって、格差が生み出されています。「従うべき基準」を廃止または参酌化することは、格差のある現状を放置し、子どもたちに困難を強いるものです。私たち全国学童保育連絡協議会は、断固として反対します。

学童保育の指導員には、「共働き・ひとり親家庭等の小学生の放課後の安心・安全な生活を継続的に保障すること」「毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図ること」「保護者の働く権利と家族の生活を守ること」という学童保育の役割を果たすために、専門的な知識や技能が求められます。

私たちは子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」を堅持し、早期に拡充することが必要不可欠であると考えます。

「学童保育の『全国的な一定水準の質』」の確保および改善を求め、次の通り要望いたします。

要 望 項 目

子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」を堅持し、早期に拡充してください。

1. 「従うべき基準」の堅持および早期の拡充をすすめるために

現行の「設備運営基準」に示された、「人員資格及び人員配置」の内容、および、「従うべき基準」という位置づけは、学童保育に通うすべての子どもたちに「遊びと生活の場」を保障するためには必要不可欠のものです。基準を検討するにあたっては、学童保育の目的・役割を果たすために、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「子どもの権利条約」「児童福祉法」の理念を遵守する立場に立った検討が必要です。内閣府では検討しないでください。

2. 「設備運営基準」について

- (1) 「全国的な一定水準の質」を確保するために、これまでどおり、放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及び人員配置については「従うべき基準」として堅持し、「従うべき基準」を早期に拡充してください。
- (2) 「設備運営基準」（第10条第2項）に定められた放課後児童支援員の配置基準は、事業内容の根幹にかかわることであり、保育内容の質の低下に直結します。「登録児童数が少ない場合」「地域の人口が少ない場合」「学校との連携が可能な場合」等であっても緩和しないでください。
- (3) 目的・役割が異なる他事業との兼務では、学童保育の目的・役割を果たすことはできません。他事業との兼務を理由に、放課後児童支援員の配置基準を緩和しないでください。

3. 「放課後児童支援員」の認定資格の基礎要件などについて

- (1) 「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、「認定資格研修」）において、科目数と時間（16科目24時間）を一部緩和することは、「職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識する」という「認定資格研修」の目的を果たすことはできません。緩和を行わず、指導員の専門性を保障するための内容にしてください。
- (2) 「放課後児童支援員」の認定資格の基礎要件（省令10条3）の条件を切り下げず、「設備運営基準」策定時の内容をもとに、学童保育の指導員としての専門性を保障できる条件にしてください。

4. 放課後児童支援員認定資格研修の実施主体について

放課後児童支援員認定資格研修には、「全国的な一定水準の質」を確保することが求められており、人材の確保は都道府県の重要な責務とされています。放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に指定都市を含めず、都道府県を実施主体として「放課後児童支援員認定資格研修」を行ってください。

学童保育(放課後児童クラブ)実施状況 調査票 (2018年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [] 市区町村名 [] 全国地方公共団体コード []
 担当部署名 [] 記入者名 () 連絡先 TEL ()

Q1 学童保育の数についてお聞きします

- A 公立公営により、Bに該当しないか所数 [Ⓐ] 「支援の単位」数 [Ⓐ]]
 B 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された
 放課後児童健全育成事業のか所数 [Ⓑ] 「支援の単位*1」数 [Ⓑ]]
 C 貴自治体内にある学童保育（放課後児童クラブ）のか所数 [Ⓐ+Ⓑの合計]
 「支援の単位」総数 [Ⓐ+Ⓑの合計]]

*1「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4 「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。」

Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数をお聞きします *長期休業中のみの入所児童はのぞきます

- A 学年別の入所児童数 1年生 [] 人 2年生 [] 人 3年生 [] 人
 4年生 [] 人 5年生 [] 人 6年生 [] 人 その他 [] 人
 B 入所児童総数 [] 人 (Aで回答していただいた合計数になります)

*障害のある子どもも学年の欄に加えてください。幼児なども入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 規模についてお聞きします (Q1のC 「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします)

入所児童数	「支援の単位」数	入所児童数	「支援の単位」数	入所児童数	「支援の単位」数
19人以下		36人～40人		56人～70人	
20人～30人		41人～45人		71人～100人	
31人～35人		46人～55人		101人以上	

Q4 学童保育の運営主体についてお聞きします

- A Q1のC 「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします

- ① 公立公営 () (注)「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合
 ② 公社・社会福祉協議会 a 委託() b 補助() c 代行()
 ③ 運営委員会 a 委託() b 補助() c 代行()
 ④ 父母会・保護者会 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
 ⑤ NPO法人 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
 ⑥ 民間企業 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
 ⑦ その他法人等 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

B ⑦その他法人等が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)。

- a 私立保育所 () b その他の社会福祉法人 () c 学校法人 () d その他 ()

Q5 開設場所についてお聞きします (Q1のC 「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします)

*別紙、調査要領の判定チャートに従って開設場所を選んでください。

- ① 学校敷地内の学童保育専用施設 [] ② 校舎内の学童保育専用施設 []
 ③ 余裕教室（空き教室）を利用 []
 ④ 余裕教室以外の学校施設を利用 [] (施設名=)
 ⑤ 児童館・児童センター内 [] ⑥ 学校敷地外の公設で学童保育専用施設 []
 ⑦ 公民館内 [] ⑧ 公立保育所内 [] ⑨ 公立幼稚園内 []
 ⑩ その他の自治体の所有の施設内 [] (施設名=)
 ⑪ 社会福祉協議会や公社等が設置した施設内 [] ⑫ 私立保育所内 []
 ⑬ 私立幼稚園内 [] ⑭ その他の社会福祉法人が設置した施設内 []
 ⑮ 保護者が建てた専用施設 [] ⑯ アパート・マンションの一室を利用する []
 ⑰ 民家を借用 [] ⑱ 神社・寺院等を利用する []
 ⑲ 町内会・自治会・団地の集会所 []
 ⑳ その他 [] (施設名=)

Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数についてお聞きします

- A 貴自治体内にある公立小学校の総数 [] 校
 B 学童保育がない小学校校区数（未設置校区数） [] 校区

*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数についてお聞きします

記号を○で囲んでください。把握している場合は「支援の単位」数と人数を記入してください
 (待機児童がいない場合は0人と記入)。

- a 把握していない b 把握している → 「支援の単位」数 [] [] 人

学童保育(放課後児童クラブ)実施状況 調査要領

全国学童保育連絡協議会調査

Q1 学童保育の数について

貴自治体内にある学童保育（放課後児童クラブ）のか所数と「支援の単位」総数をお聞きします。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された放課後児童健全育成事業のか所数⑧と、「支援の単位^{※1}」数⑥、公立公営により、Bに該当しないか所数④と「支援の単位」数④のそれぞれを合計したものが、◎、◎、◎になります。

*公設民営の場合も、届出が必要です。2015年3月13日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の届出について」に、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる」とされています。

(※1)「支援の単位」とは…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4に「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とされています。

参考 全国学童保育連絡協議会は、学童保育の新設や、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、継続的に基礎的な生活単位（生活集団）が分かれていること
 - イ、継続的に基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること
 - ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること
- また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数について

2018年5月1日現在の学年別の入所児童数と入所児童総数をお聞きします。

学年別の入所児童数を合計したものが、入所児童数になります。

*長期休暇期間中のみの入所児童はのぞく。長期休暇期間中の入所について、5月1日現在、入所申込みが済んでいても、年間を通して継続的に利用することを前提に申込みをした児童の数を記入してください。

*「児童の数」の算定について、厚生労働省は、「毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)」は「1人」と数え、「一時的に利用する児童(週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)」については、登録時の利用希望日数に応じて算出した数を加えて「一の支援の単位を構成する『児童の数』」を算出するとしていますが（2016年1月19日付「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(更新版)」）、ここでは、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

*障害のある子どもは学年の欄に加え、幼児などが入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 規模について

「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします。

*定員ではなく、それぞれの入所児童数を記入してください。

*前項と同様、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

Q4 学童保育の運営主体について

「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします。

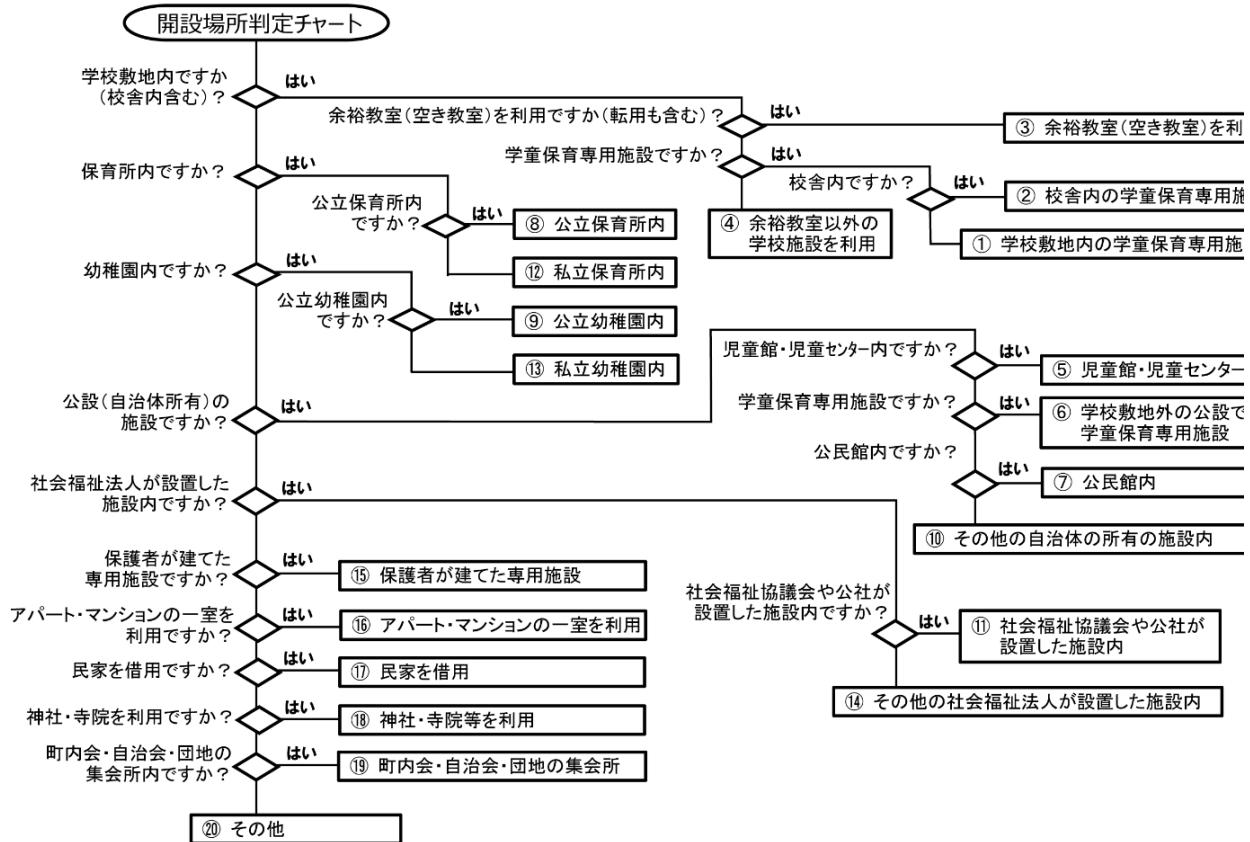
*「地域運営委員会」とは…地域の役職者の方々と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている、学童保育を運営するための組織

*「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外のところが行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、（助成金・補助金など）運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体（民間企業も含む）に行わせる形態（代行させる団体を、「指定管理者」という）

Q5 開設場所について

「支援の単位」 総数の開設場所の内訳数をお聞きします。

*考え方：以下の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



* 「②校舎内の学童保育専用施設」とはもともと学童保育専用につくられたもの。余裕教室を転用している場合は、「③余裕教室（空き教室）を利用」としてください。

Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数について

貴自治体内にある公立小学校の総数をお聞きします。

学童保育がない小学校校区数（未設置校区数）をお聞きします。

*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数について

待機児童数を把握していない場合は、「a 把握していない」、把握している場合は「b 把握している」の記号を○で囲んでください。把握している場合は「支援の単位」数と人数を記入してください（待機児童がいない場合は0人と記入）。

*待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用（登録）できなかった児童数」として、つぎのように定義されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童」。

参考 全国学童保育連絡協議会は、つぎのような場合なども、「待機児童」と考えています。

- ・「全児童対策事業」や「放課後子供教室」、児童館利用など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している場合
 - ・市町村の条例において、利用対象を小学校3年生にまでに制限していて、高学年が継続して通えない場合。
 - ・新年度の入所申し込みが、定員を大幅に超えるため、入所申し込みを断念している場合
 - ・保護者が育児休業中のため、学童保育の継続ができない場合

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょううきかい
全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765
Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2018年）

	日 程	会 場	受講者数
北海道会場	6月24日(日)	北海道札幌市・かでる2.7	428名
東北会場	7月8日(日)	宮城県仙台市・宮城教育大学	785名
北関東会場	6月10日(日)	埼玉県上尾市・上尾市文化センター	1087名
南関東会場	6月17日(日)	千葉県船橋市・中央公民館ほか	731名
西日本(京都)会場	6月10日(日)	京都市・京都教育大学	1098名
西日本(広島)会場	6月3日(日)	広島市・広島都市学園大学	331名
四国会場	6月24日(日)	香川県高松市・高松テルサ	397名
九州会場	6月17日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ	1200名

◆第52回全国学童保育研究集会in兵庫の開催

2017年11月4日(土)、5日(日) 神戸国際展示場2号館ほか(神戸市) 4026名参加

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者約4万人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（直近の報告は2012年。現在、実施中）③指導員の実態調査（最新調査は2014年実施、2015年報告）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2011年『学童保育情報2011-2012』

2012年『学童保育情報2012-2013』

2013年『改訂版 学童保育ハンドブック』((株)ぎょうせい)『学童保育の実態と課題2012年版 実態調査のまとめ』『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』

2014年『学童保育情報2014-2015』

2015年『解説と資料 新制度で大きく変わる学童保育』『学童保育ハンドブック』第2次改定版 『学童保育指導員の実態調査報告2015』『学童保育情報2015-2016』

2016年『学童保育情報2016-2017』

2017年『改訂・テキスト学童保育指導員の仕事』『学童保育情報2017-2018』

2018年『学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。